

Title	上総介忠輝 (其四)
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.2 (1910. 2) ,p.153(43)- 167(57)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100215-0043

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

依りて決定せられずして習慣に支配せらるゝの風あり。其結果、今日、耕地經營法の一大變化を致せる地方に於て畑地の小作料は米田の小作料よりも一般に甚だ低く、吾人が郷里地方に就て調査する所に據れば通例後者の前者より高きこと三割乃至七八割にして平均五割を算するの有様なり。我國の農民の經濟の大部分が尙ほ自然經濟の狀態に在るの今日、土地耕作の純收益と總收益とを正確に比確算定するは頗る難事に屬すと雖も、大體上より之を推算すれば純收益の點に於ては稲田は尙ほ畑地に譲らず、地方に依りては其純收益畑地の上に在るの狀あり。加ふるに米田の小作料は通例穀納なるの結果として地主に取りても將た又小作人に取りても其取立及び納入畑地小作料よりも容易且つ便利なるの實あり。從て其滯納亦割合に少なきものゝ如し。是に於てか純收益の點に於ては田畑の間敢て差別なしとするも、地主の爲には稲田の小作料収入は畑地の収入よりも遙に確實なるを得ることゝ爲る。稲田増加の地主の爲に有利なること復た多言を要せずして明なり。況んや、慣習的勢力の結果として其小作料の一般に畑地小作料よりも高率なるの傾あるに於てをや。

上總介忠輝 (其四)

阿部 秀助

四

身に代へて主を思ふ三河武士の鎗先にて徳川の天下はつくられたりと云ふは一理なきにあらねど、(一)然かも徳川初期の財政にして鞏固ならざらんには、いかでか世は葵の天下となり得べきぞ、嘗て「おかちの局が、澁夜はやめて新らしきもののみ召されよ」と言ひし折に、家康は之れを叱りて、後世子孫の末々まで積み置きて國用の不足無からしめんが爲に、一衣をもあだにはせぬぞ」と説き聞かせしとかや、此老雄が深謀遠慮の程こそ、やがては三百年の治をつくりたれ、而して徳川初期の財政上に彼が股肱として少からぬ貢獻をなせしものを、大久保長安と後藤庄三郎となす。(二)

甲州は昔時より採鑛冶金の術もて有名なり、彼の本多佐渡守が大坂城の深濠を抜かんが爲め、此國より熟練なる鑛夫を多く招き寄せしことなり、而して長安は實

44
に此甲州の産なり、傳ふ、武田信玄に仕へし猿樂師に、大藏大夫となん呼ぶものありしが、其二子は、世の所謂才覺利發のものにて、長男を土屋新之丞と稱し、天正三年、三州長篠にて討死せり、次子は即ち長安にして、大藏十兵衛又藤十郎と稱す、彼は勝頼滅びてより浪々の身となりしが、天正十年、家康甲州に入國の際、偶々彼が利根に感じ、遂に用ゐて、大久保相摸守忠憐が幕下となし、後其苗字すら與ふるに至りぬ、三蓋、鎗先にかけては、當時天下無雙と稱せられし三河武士が、座敷の上の御伽噺と會計のことを無下に卑しめしことは、(四)主人家康をして、ほとほと困せしむるに至りぬ、岩淵夜話別集に、

或夜御咄に、家康若年の頃は、三州半國領し、夫より段々大身となり、今關八州の守護となる、されども當時日本にて、毛利輝元と家康程、國數を領する者、諸大名になり、然れども金銀と云物は、思ふ様に、持ぬ物なり、金銀とぼしくては、何ぞに手のまいらぬ事も、有物なれば、いか程有ても、能き物なれども、金銀を貯には、藏入を多くせねば不成、藏入計多くしては、人を持事不成、何と成ふべき事ならば、人を多く持様、成績りは、有間敷事かと、仰られ御笑被遊云々

とあり、此際猿樂制根とも、無雙の才覺者とも稱せられし長安は、末座にひかへたりしが、早くも家康の意中を察しけむ、翌日青山藤藏を経て、家康に謁し、其心底を洩して曰く、

夜前、殿様御意遊る通り、金銀のたくはへと申は御領知の百姓どもに高面を仕掛取納、御藏の米、大方有様に仕り、是を賣代替申か、又は山川の諸運上を、過分に御取なさるゝか、此兩様の外は無御座候、然れども左様に遊され候にては、御領分の萬民、迷惑致候御仕置もろくに遊され、御家中侍衆も多召仕れ候にと、思召候ては、とも角にも、御用金のたまり可申子細無御座候、是には私存寄り候は、御領分之内、所々の山々を吟味仕候は、金、銀、銅、鐵、鉛等の出候山のなきと申事は、有間敷候、功者の山師金掘を呼集め掘せ見申度義に候、若金鏡多出候へば、其國の賑ひに罷成、第一、土中に埋れし所の金銀を取出し、御用立候へば、何の障にも不罷成、御重寶なる義に奉存候

げに、長安の言は、的の中して、其後、巨額の金銀は伊豆より、石見より、佐渡より出づるに至りぬ。

嗚呼、渴せるの時、誰れかは清濁を問ふの隙あらんや、長安はやがて家康の渴を醫せし甘露水なりき、是を以てか、家康彼を重ずると甚しく、慶長六年には石見銀山の奉行となし、同八年には佐渡金山の奉行となすに至れり、(五)かくて長安は浪士の昔にひきかにて、今は從五位下石見守に任せられ、武州八王子を領し瀧山に住す、(六)而して其座斑は本多上野介正純の下、安藤直次の上席となり、(七)時の人々は、末代の珍事よとつぶやくに至りぬ。

彼の徳川一の智慧者たる本多佐渡守正信は微賤の生れなりしかど、常に律義を以て、己れの生命となしたりき、(八)それと之れとは稍似たれど、長安は智慧ありて、律義を缺けり、而して此律義なき智慧は、更に驕奢と野心と、姦邪とを生むに至りぬ、(九)に當時にありて彼の驕奢は有名なりき、(九)彼は恰も日本に於ける總代官たるが如く、自己の屋形を壯麗にし、又た石見及び佐渡に赴く途次には、家來の外に、美女數十人を輿に乗せて通行するを常とせり、慶長年録に

毎日女かぶき又はをとりを見物すと也、日本一のおどりものなれども、無雙の出頭人にて、誰人も其様子を不申上候故也

否な申上げずとも、家康はとくより之れを知れり、(十)知て罪せざるは毒によりて自己の財力を鞏固ならしめんとする、よろづに廣量濶大なる此老雄が深き企謀なりけり、(十一)されど、靜かに思へ、彼は元より三代相恩の三河武士にあらず、言へばなり上りものなり、而して彼を寵する家康は今や半ばを棺中に投せし人なり、殊に慶長十四年十二月には、遠江、駿河兩國、常陸介主頼宣へ可被渡と也、近習輩は、悉く常陸介主へ可被付、此内本多上野介は、江戸將軍へ可奉附也、との風説すら、たつに至りぬ、かかる際に當りて、野心ある長安の、いかでか自己の權勢を永久に維持せんことを務めざらむ斯くの如くして、政宗の女婿たる上總介忠輝は實に之れが犠牲に供せられたり、蓋、長安が忠輝の内政に干渉するに至りしは、慶長八年、忠輝、信州松代に封せられし後、ちなりとす、當時、彼が如何に勢力を有せしかば、自己の利益を貪らんが爲め、片柳重景等を殺すや、忠輝及び國老は却て彼れに向て詔狀を呈せしにて知らる可し。又當時、花井三九郎が忠輝の寵臣なるより、長安は早くも之れを利用せんが爲め、自己の一子右京に彼の娘を娶れり、かくて吾人が前に述べしが如く、慶長十四年九月、國老皆川廣照、山田長門守晴政、松平讃岐守親宗等相共に駿府に訴ふるや、花

井三九郎は何の譴もなく却て罪なき廣照は流刑となり、自餘の二人は刑場の露と消えぬ、之れも多くは長安のなせし業なりけり。(十二)

吾人は之れより更に進んで長安と政宗との關係に就きて少しく論せんと欲す。

(一)三河武士が如何に主思ひの家來なりしかは、大久保彦左衛門忠教の物語によりて知るを得可し、其の中に

さる程に御八歳より御十九歳まで駿河に引きつけられ給ひて、其内は御扶持方ばかりのあてがひにして、參河の物成とて少しも遣さるゝ事もなからずして、今川殿へ残りず押領して御譜代の衆は十ヶ年あまり御扶持方の御あてがひ成さるべきやうもあらざればせめて山中二千石あまりの處を渡しても呉れざる歎、譜代の者共が餓死に及ぶ體なれば彼等にせめて少しの扶持方を多くくれたきとは仰せられけれども、山中二千石をさへ渡したまはねば、いづれも御譜代衆手作りをして、年貢石米をなして百姓同前に銀鉄を、取り、女子をはひくみ、身をたすけ、ならぬ形をして、まことに駿河衆といへば、機嫌を取、はひつくばひ、をれかゞみをして肩の骨身をすくめて、恐れをなしてあり、事も、若し如何なる事を仕出してか、君の御大事になりもやせんと思ひて、それのみばかりに各譜代衆あるにあらぬ氣づかひをして走りぬぐる事十ヶ年にあたる、年には五度三度づ、駿河より尾張の國へのはたらきあり、竹千代殿(家康の幼名)の衆にさきがけをせよと御申越しければ、竹千代様は駿河に御座なされければ、誰を御主としてさきがけをせ

んとは思へども、されども御主はいづくに御座候とも、譜代の御主様への御奉公なれば、各々我々もくと残りずまかり出で、さきがけをして、親を打死させ、子を打死させ、叔父甥いとこを打死させ、其身もあまたの疵を被りて、其間日々には尾張よりはたらきければ、出で、は防く、晝夜共に心をつくし、身を碎きてはたらくと申せども、いまだ竹千代様の岡崎に入らせ給はぬことのかなしさと、各の身にあまりて歎きけり。

又た故大久保湖州が此落魄の三河武士を描ける中に

實に岡崎の者共が今川に屈服せしも、全く其が武威に壓せられしのみならず、さるを己が得策と思へる上に兼ねて人情義理に止み難き節ありしは、明らかなり、斯かる事情の打ち交りて、さてこそ彼の彦左衛門が言ひける、駿河衆といへば、機嫌を取、はひつくばひ、をれかゞみをして、肩の骨身をすくめて、恐れをなしあり、事の堪忍も遂げ得たるなれ、辭み難き恩威の統緒に縛られし彼等が境界も哀れなりけり、遠く東の方駿河の空を眺めては、不自由なる主が身の上を念ひ、近く眼前にはおのが城をば、今川衆に我が物顔にせられて、時めける彼等が槍突かせて、大道を權行せるを見ては、いかで失意の壯士口惜しき思の涌かずやあるべき、荒びし室内を占めて、薄暗き燈花の下に、日に燦けたる武林の主客、妻女の織りし綿布の粗服を纏ひて、あぐらをかきて、對座し、互に晝の稼業の勞を懃めつ、やがて談は日頃の軍語りより慷慨の境に移り、合點しながらも時の果敢なきを歎じて、軒漏る雨の音をも忘れしが、如き事象は恐らく岡崎の城下に有勝ちの状なるべし、時めける他國に行かば、高名立身の途あらんものを、住馴れし故郷去るに及びず

累代厚き主恩に浴して、家あり、菩提寺あり、父母妻子の契、縁邊朋輩の好も結ばれて、矢期の水も山輪の松も忘じ難く、妻子もろ共、夢の粥粟稗の粥さへ嘸りて、槍先をとぎ、矢の根をみがき「つゝ、待遠くも生先運き幼君の一身に心を籠めし望を囑しなかり十餘年の久しき、無念の涙を呑みて、日蔭の世路を辿れるも、流石に深き情なり、(大久保湖州家康と直弼頁一五—一六)

(二)後藤庄三郎光次は長井利徳の子にして、初め浪人して京都にあり、文祿二年聚樂第に於て徳川家康に謁して其知遇を受け、遂に之に仕へ近侍となる、同年金收役を命ぜられ、次で江州に於て五十餘石を賜ふ、慶長十九年大阪冬の陣起らんとするや、家康の命により大阪城中に赴きて浪士を集むることを責問せしことあり、後ち江戸一石橋附近にて方二町の地を賜ひ、鑄貨の事を司る、又た平安通志に

戦國の世鑄幣なし、海内諸國の商賈等沙金石金ハツレ金と稱する雜金を京都に送り銀と交換す兩替師之を檢査するに黒石を用ゆ且銀も亦灰吹を通用するを以て品位輕重の差を驗じて其不便少からず、徳川家康夙に其弊を察し、政權を掌握するに及び京都の彫工後藤庄三郎に金銀收役を命じ、金座を江戸駿府に置き、庄三郎をして之を掌らしめ金貨を鑄造す。

(三)大久保長安の素生に就きては翁物語に

家康公の御家に大久保十兵衛と云ふ者ありし後は殊の外出頭して大久保石見守と云て所々の銀山を預りて出頭人になる元來は猿樂の大藏大夫が筋也我家の藝下手にて、

甲州へ下りて居れるが武田の家崩れたるに付て都へも上りかね甲州の田舎に引籠其國の代官する者の所にかゝり居たり甲州崩れて家康公の御國と成家康公甲州へ國廻りに出玉ふ彼大藏十兵衛かゝり居たる代官御宿の掎せんとすれども田舎者にて御座の作事の作法を不知に付十兵衛上方者なれば可知とて談合しければ十兵衛曰大形様子存たりとて指圖して御座之間御風呂屋迄悉調たり家康公其處へ御着ありて作事の機子被成御覽是は田舎の者の指圖したる作事に非ず何者と談合したるぞ委細申上よと宜彼代官申上るは大藏十兵衛と申て甲州に罷有に付て彼者に指圖を頼たる由申上る、家康公被開召氣付たる才覺者也召出せとありて御家人になる大藏十兵衛にては別の役に被召仕にくし大久保相摸守若き時名字をとらせと云て大久保十兵衛になる賊に猿利根なる者にて有之故色々の才覺をつくし殊更大久保相摸守が氣に入走廻り右の如く出頭したりけり。

又た武徳編年集成も翁物語と大同小異にして

大藏大夫が武田信玄の猿樂たりしに其子兄弟無雙利口を以信玄二人とも取立土屋直村が苗字を授け兄は新之丞弟は藤十郎長安と稱す天正十壬午年神君甲州御入國の時日下部兵右衛門定好に倚りて長安拜謁す足利家御所營作の圖并に細川物數奇の風呂の繪圖を以て兵右衛門が方に桑木風呂を營みけるを臺覽渠が利根を感じられ大久保相州へ彼藤十郎を預け玉ひ則其苗字を與へしめ幕下に仕る事を免許せられて天正十八年庚寅四月大久保十兵衛長安と稱し江州御領の租税を監察し素より賞賦の事に

精き故慶長五庚子年二月石見伊豆佐渡の金山を點檢することを命ぜられしが天既に神君の徳に感じ諸山に黄金白銀銅鐵出る。

大久保家記別集は少しく以上の兩書と相異なれり、即ち左の如し。

大藏十兵衛と云ふ者元甲州武田家の猿樂にて大藏八郎右衛門と名乗しが勝頼が滅亡の後浪々として遂に駿府に來り府中の城下に住して町人の子供其の外へ謫小鼓仕舞等の指南をして渡世とす、此事神君の御聽に入或時召れ仕舞上覽の處に思召の外名人なれば折々御能の度毎に召出されしが後には御扶持を被下し處に其の身利發賢き者なれば御意に叶ひ終に家人の列に入し處に御出頭申如くに在りしとかや八郎左衛門繼舌利發成を以て朝夕御伽とし御前に候す或夜御物語に凡世上に金銀を取ざるはなし殊更に武將たらん者は多く所持す可き事也高名職功の時に知行は限りなし金銀を與へて其の勇を勵ますこと第一也と上意有しを此八郎左衛門來り居りしが或時本多正信に向ひ伊豆の北山は極て金山と相見ゆる由申に依て御吟味の上掘らしめ玉ひしに果して金掘出したり其外佐渡の金山を聞き其功大なれば御機嫌に叶ひ大久保忠隣に命じて苗字を與へ則ち大久保十兵衛と姓名を改め佐渡金山の奉行職と成て伊奈備前守忠次と相役たり。

(四)長湫の戦に高木水正が本多佐渡守を罵りて「彌八(佐渡守俗稱)御邊は塵敷の上の御伽噺や會計の事などは知らるめ、軍陣の進退は知らず」と言ひしことありおしなべて律義にして武勇なるは徳川武士の通有性なり。

(五)創業記考異慶長十一年正月の條に

伊豆國金山に銀子多可出と云大方自佐渡出る裡に可有之と也、此以前代官彦坂小刑部なりしを向後大久保石見守可爲代官と也、他の山に勝れて多く金銀交り出也。

(六)吉田東伍氏の大日本地名字書には八王子に諸國落武者、野武士の類多く聚り居住せしによつて、惣奉行として大久保石見守長安、小門宿に住し、非常を戒しめしとあり。

(七)國奉行にて評定衆のなみに加判し、勘定奉行にして老中を兼ねるが如し。

(八)夫れ佐渡守詐術を施すこと殆ど至らざる所なかりしかど是れ皆我が爲にせしにあらで、腹黒き男も其の胸中には一點の私心を存せざりき、佐渡守いへらく驕りたる者欲ふかき者分に過ぎたる體をする者、才覺の過ぎたる者、主に邪欲をすゝむる者、辯説きゝて誠すくなき者、右の者は私欲の一より生ずるものなり、此覺悟ある者は天下第一のおほえありとも、天下にははかかる物知なりとも、悪人と心得て近處には置くべからず。

流石に自ら斥けたる六個の惡徳は一も其の身に具へず、敵を欺くも味方を欺くも、また其の君を欺くも、所詮君がためなりけり、我が身の榮華を忘れて、大息をついて、主人の事を大事に思ふ者は佐渡守が所謂律義の上乗者、苟も是の道にさへ合はざれば、謀が爲に嘘いふも律義は害せざりしなり、兩將軍其の功を思ひてしばしば、封邑を増さんとせしも、固く辭みて「某に増さんより軍功の將士に増されよ」とて聽かず、一生三萬石の小祿に安んぜし寡欲の心を殊勝なる末期にも將軍に

上總介忠輝

正信が奉公の勞をわすれ給はで長く子孫の絶えざらん事をおぼしめさば、嫡男上野介が所領今の儘にてこそ候べけれ、必ずあまた給ふべからず。

と言葉を遺して逝きぬ(大久保湖州)家康と直弼(頁一七〇―一七一)

(九)長安騎奢の様に就きては石川正西聞見集には

道中上下りにも榮華にて女房數多引連、泊々の膳部などの家具にも金銀の様に開へ申候

とあり、又た外國叢書定西法師の語に

凡そ日本國の總代官と云ふが如く假初の出行にも女房百人ばかりも輿に乗せ先に立せ其人夫は百姓に課せ、榮華にはこり、農商を惱し總の罪にも人數を截ち、憐れみの心とは少しもなし。

尙ほ久國談話には

國々の船つきに屋形を結構にし善盡し美盡し美女を集て驕逸の餘りに美女の器物に悉く金子を以て作れる程に八萬貫目のおし有由風聞す。

其他古老物語なりしと覺ゆ

慶長六年今年迄十三年間佐渡石見國諸國金山へ年中一度の上下路次中の行儀夥事也召遣の上部女房七八十人其次合二百五十人同道の間、泊々の宿何も代官所なりければ家々思様に作並たり、其外傳馬人足以下等は不知數

其他、長安が姦邪にたけし事は慶長十五年四月十四日泉州貝塚願泉寺の民連署して訴へ

し、左の文書によりて知るを得可し。

願泉寺文書和泉國泉南郡貝塚村

乍恐申上候事

- 一 今度石見殿の儀言上申候事の儀に御座候得共餘に御さいばん懸恐仕申上候事に候
- 一 寺内屋敷の地子百八十六名四斗九升八合
- 一 おなじく家數百六家は地子なし但是者石見殿しんるゝ家來出入之衆
- 一 寺内に御座候
- 一 濱え善く申候御賣物石見殿竝御一門の衆至りかい被成候迷惑仕候事
- 一 理不盡成儀被懸申候町人家數多被打破候云々
- 一 右條々其時にも言上いたし度候へ共我子のきうめいよりも、猶あるけなく當地にめい
- わくさせ被申間餘におそろしく存知今まで延引仕候

慶長十五年卯月十四日

年寄惣左衛門、同綱右衛門 等外三十人

「餘におそろしく存知扱々今まで延引云々」と

而して同年六月二十六日に幕府が其非理を改めしことは御朱印帳に

泉州前泉郡貝塚卜半寺内諸役等被免除

慶長十五年六月二十六日

(10)慶長見聞書に「石見奢は兼而御存知候得共地方萬事理勘、徳分有之御用捨云々」とあり、又

た武功雜記に「大久保長安元來猿樂にて出頭す、御咄に罷出たる時、佐渡をあづかりたりば一萬貫上納仕べしと申上、依之佐州の御代官を仰付らる、果して其年一萬貫上納を御覽なされて彌々出頭増進之」とあり。

(二)岩淵夜話別集に

家康公常々の上意に人の主と成て家來を召仕に二つの心得有と云は其者の志を仕ふと不仕との二つ也先志を仕ふと云は其身の生れ付律義にして主の爲を大切に思友傍輩に對し我慢の心なくをとなしき所有てしかも智愚才覺は兼たる者あり簡様の者をば目を掛けていかにも取立家の仕置國の政をさせてもあぶなげなし重寶第一の侍と是を云次に能く仕ふと云は其の身の心だて少し不宣と云へども何ぞ一通り勝れたる取所にて一方の助と成時に當り大に益となる物あり是又目を掛けて取立て仕ふ如くせざれば事の用がたらぬ物なるぞ爰の所を能々分別して人々の本とする處を見届て人を仕ふ様にするものなりと被仰。

(三)大久保家記別集に

忠輝卿へ越後國四十萬石を進られしに十兵衛が御勝手向御用等を相勤けるに萬事重寶の者也とて御附人となり元より忠輝は一老職にて此家より出たれば人前もよく殊に神君の御取立に預りたれば痒き所へ手の届くが如く立身也其の頃忠輝卿出頭家老に花井主水遠江守と云者あり渠が父は唐人にて八官と云ふ日本へ渡りて主水を設け、るに容貌常人に越ければ神君御小姓に召出され父八官も町屋敷を被下今江戸の八官

町是也花井忠輝卿の御附人と成其上忠輝卿の御妹嫁と成て時めきける主水に取入渠が取成を以て終に三萬五千石の大身と成り石見守と受領しけるに御高恩を忘却し石見斯立身に隨て華美驕をなし毎日の珍膳美味好色にふけり其の華麗成事は列國の諸侯も及ぶことなく金銀を夥敷費すこと水をうつつが如し。

又た武徳編年集成に

佐渡へ往來には越後に立寄、彼の國の老臣を蔑如し、神君の仰と稱し、政務を沙汰す、長安が末子右京十三歳の時より上總介忠輝君の近臣とし遂に忠輝の異種同胞姉婿花井遠江が女を彼右京に嫁め、遠江は先達て死しけれども、小舅花井主水義雄は正しく忠輝君の母堂の孫たるを以て主水碌々たる小人と雖越後の權を恣にし遂に石見守長安と相謀り皆川、山田等の功臣等を罪に陥れつる石見守は誠に無類の奸賊也。